

# 船橋市建築物衛生事業登録営業所立入検査実施要領

## 第1 目的

この要領は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の5の規定による、建築物衛生事業登録営業所（以下「登録営業所」という。）の立入検査回数、検査事項等を定め、もって立入検査業務の円滑で適正な執行を図ることを目的とする。

## 第2 立入検査

立入検査等は、船橋市環境衛生監視指導計画に基づき、環境衛生監視員が行うものとする。

## 第3 立入検査事項及び留意事項

立入検査事項及び留意事項は、別表に定めるところとする。

## 第4 立入検査の判定

立入検査の判定は、登録基準及び別表に定める留意事項に基づくものとし、その結果は、別紙様式建築物衛生事業登録営業所立入検査票（以下「立入検査票」という。）中の判定欄へ項目ごとに次により記載すること。

- 1 登録基準及び留意事項に適合している場合 ○印
- 2 登録基準及び留意事項に適合していない場合
  - (1) 変更の届出等、直ちに改善ができると認められるとき △印
  - (2) (1)以外で直ちに改善ができないと認められるとき ×印

## 第5 立入検査結果の処置

立入検査の結果は、登録営業所立入検査等結果書を用い立入先に提示する。また、登録基準等について営業者に指導する必要があると認められる場合は、次によること。

- 1 登録基準又は留意事項に適合していない場合で直ちに改善できると認められるときは、口頭及び結果書により指導を行うこと。
- 2 登録基準又は留意事項に適合していない場合で直ちに改善できないと認められるときは、別記様式1及び2建築物衛生事業登録営業所指導票（以下「指導票」という。）の交付による改善の指示を行うこと。

なお、様式1は保健所の控、様式2は登録業者に交付すること。

3 2により改善を指示した事項については、改善が行われているか、再検査を実施し確認を行うこと。

4 保健所長は、3による再検査の結果、改善が行われていないことを確認した場合には、次のとおり措置すること。

(1) 登録基準に適合していないと認められるときは、登録の取消しを前提とした改善勧告を行うこと。

(2) 留意事項に適合していないと認められるときは、再度改善の指示を行うこと。

#### 第6 立入検査票及び指導票の保存期間

1 立入検査票は、最終検査日から3年間保存すること。

2 指導票様式1は、指導票様式2の交付日から3年間保存すること。

#### 第7 立入検査結果報告

立入検査を実施した場合は、四半期ごとに千葉県健康福祉部衛生指導課長に報告すること。

#### 附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。